

○ 令和6年度事業計画

I 調査研究事業(公益目的事業 1)

国、地方公共団体等からの委託を受け、港湾を含む臨海部や航路筋等における工事作業に伴う船舶交通の安全対策、大型船舶の出入港にかかる航行安全対策等について、学識経験者、海事・漁業関係者及び関係官庁で構成する委員会を設置して所要の調査・検討を行い、その結果を報告書として取りまとめる。

II 海難防止活動事業(公益目的事業 2)

1 海の安全運動の推進

第三管区海上保安本部・部署においては、関東及びその周辺海域の海難を防止するため、海事、漁業及びマリンレジャー関係者等と協力し、官民一体で「海の安全運動」を実施しており、当協会は、公益財団法人日本海事センターの補助を受け、同管区本部と連携し、「海の安全運動推進連絡会議(議長：当協会理事長)」の事務局として同運動を展開しているところである。

令和6年度においては、令和5年度の海の安全運動の取り組みを分析・評価し、海難防止の実効性を高めるべく計画を立案し、海の安全運動を推進する。

2 京浜港錨地(横浜区・川崎区)の利用実態調査

令和3、4年度で検討した京浜港錨地(横浜区・川崎区)の課題改善対策等の効果を検証するため、令和5年10月から錨地の利用実態調査(現地調査)を開始したところである。本調査は令和6年9月まで1年間通じて継続して実施し、収集したデータを分析して、錨地における錨泊状況、錨泊船間距離、錨地の混雑度等を把握し、利用実態を評価した上で、上記検証に資することとしている。

また、1年を通じて実施する錨地利用実態調査は東京湾では初めての取り組みであるため、京浜港における今後の錨地管理を検討する際の基礎データとして活用することとしている。

なお、本事業についても公益財団法人日本海事センターの補助金を受けて実施することとしている。

3 航行安全情報管理事業の実施

港湾、航路等における海上工事の施工に当たり、その周辺海域を航行する一般船舶の安全航行を図るとともに、工事関係船舶の事故を防止するため、国、地方公共団体等の委託を受け、航行安全情報管理室を設置するなどして、中立公正な立場から工事作業海域及びその周辺海域の監視、各種情報の収集・整理・提供、一般船舶及び工事関係者に対する助言・指導等を実施しているところである。

令和6年度においても、令和5年度同様、東京航行安全情報管理室、川崎航行安全情報管理室及び新本牧航行安全管理事務所で業務を実施するとともに、新たな需要がある場合には、的確に対応するものとする。

4 地域連絡会の開催

海難防止に関する関係法令、行政指導事項、海上工事実施計画、当協会の事業活動等の周知を行うとともに、有識者による海難防止や海上交通安全の維持・向上に関する講演を行い、また、各地域会員からの提案、要望等を聴取するため、会員等を対象に神奈川、東京及び千葉の各地域において地域連絡会を開催する。

- ① 令和6年7月 神奈川地域、東京地域及び千葉地域
- ② 令和7年2月 神奈川・東京地域(合同開催)及び千葉地域

5 安全講習会の開催等

海事関係者等の要請に応じ、海難防止、航行安全等に関する講習会を隨時開催し、又は講師を派遣する。

III その他の事業(公益目的事業 2)

1 会報誌の発行

当協会と会員との間で一層の意思疎通を図るため、「海の安全ジャーナル UW」を発行しているところである。

令和6年度においても、引き続き年2回発行し当協会の事業について広く理解を得るために、会員や関係機関のほか、幅広く希望者に配布する。

2 ホームページによる情報提供

引き続きホームページに当協会の活動状況、航行安全情報、各種のお知らせなどを掲載し、リアルタイムな情報の提供に努め、内容の充実を図ることとする。